

【研究ノート】

困窮家庭の子どもたちのケイパビリティの保障

——ヌスバウムの視点から

千葉大学大学院人文公共学府人文公共学専攻博士後期課程

鈴木 はな

1. はじめに：子どもの貧困と公共政策の課題

本稿は、政治哲学の観点からマーサ・ヌスバウムの中心的ケイパビリティ (Central Human Capabilities) という概念を手がかりに、困窮家庭の子どもたちのいまと未来の選択肢を広げるための公共政策の視点を明らかにすることを目的とする。

「子ども」の貧困問題は、「大人」の貧困問題とは異なる側面を持ち、子ども特有の社会的性質を考慮する必要がある。その子ども特有の性質とは、子どもは自ら生活環境を選択することができないという点である (松本 2019)。そのため、子どもの生活の質は家庭の経済状況に大きく左右されやすい。このような子ども特有の性質から、困窮家庭の子どもたちは生活のあらゆる面で困難を抱えやすく、その影響は経済的な側面だけでなく、生活習慣や心理面にも及ぶ (實成 2010、内閣府 2019)。結果として「複合的な生活困難」と「権利侵害」という二重の不正義を生じさせる。

こうした問題に対し、児童の権利に関する条約¹では、国家は法律や政策を通じてすべての子どもの権利を保障する義務を負っているとす。この考え方は公私二元論に基づくものであり、この枠組みの下では子どもの権利が明らかに侵害されている場合には、家庭内の問題であっても国家が公共的な議論とし

¹ 児童の権利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child) は以下、子どもの権利条約とする。

て取り扱うことが正当化される。実際、身体的虐待などの目に見える権利侵害は、既に公共政策の議論の対象となっている。しかし、家庭内の資源配分の不平等や生活習慣の問題といった困窮家庭の子どもたちに降り注ぐ不正義のすべてが明確に認識され、公共政策の議論対象となっているわけではない。

子どもの権利が侵害されていると明確に認識されにくい問題の一例として、朝食の欠食や孤食が挙げられる。これらは、家庭の生活習慣に関連する私的領域の問題とみなされ、直接的な権利侵害とは捉えられにくいため、現行の制度では公共政策の議論の対象にはなりにくい。しかし、こうした状況は子どもの現在の生活の質だけでなく、将来の選択肢を損なう可能性がある。このように、公私二元論に基づく子どもの権利保障では、こうした問題に対処するには不十分である。

この目に見えにくい権利侵害を公共政策の俎上にあげる視点として有効なのが、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチである。このアプローチは、人が実際に何を行うことができるのか（ケイパビリティ）を保障する点に重きを置く。すなわち、単に権利が制度上認められているだけでは不十分であり、それが実際に行行使できる環境が整っているかどうかを重視する点で、公私二元論に基づく権利保障の枠組みとは異なる。この視点に立つと、子どものケイパビリティが損なわれる可能性がある事柄については、単なる家庭の生活スタイルの問題として放置するのではなく、予防的に公共的な議論の対象とすべき問題であると捉えられる。さらにこの視点を踏まえ、子どものケイパビリティを保障し、エンパワーメントする具体的な公共政策の一例として「子ども食堂」を検討する。

本稿の構成は次のとおりである。政治哲学の観点からケイパビリティについて理解するために、まずロールズの正義論を取り上げ、その理論における「社会の基礎構造」と「家族」の位置づけを確認する。続いて、オーキンによる批判とその展開を検討し、公私二元論の枠組みが抱える問題を明らかにする（第2節）。次に、ロールズの理論を批判的に検討するにあたり、家庭や社会で不利な立場におかれやすい女性への支援という観点から議論を展開したヌスバウム

のケイパビリティ・アプローチを取り上げる。その上で、子どもの貧困という目に見えにくい問題に対して、公共政策はどのような視点を持つべきかを検討する(第3節)。最後に、これまでの議論を踏まえ、ヌスバウムの理論を現代日本の子どもの貧困問題に適用し発展的な議論を展開する(第4節)。

2. 公私二元論における家族観

社会の基礎構造

現代政治哲学の興隆は、ジョン・ロールズの『正義論』(1971年)によるところが大きい²。ロールズは子どもの貧困問題を直接論じていないものの、彼の「社会の基礎構造」を出発点とする議論は、子どもの貧困をどのように捉えるべきかを考える手がかりとなる。そこで本節では、まず初めに社会の基礎構造に関する議論を紹介する。

『正義論』の冒頭で、正義の第一義的な主題は社会の基礎構造(the basic structure of society)であると述べられている。社会の基礎構造とは、「政治の基本組織・政体および経済と社会の重要な制度編成」のことを指し、これらは「人間の権利と義務を規定するとともに、人びとの暮らしの見通し」に対して影響を及ぼす。社会の基礎構造の例として、「思想の自由や良心の自由を法律で保護すること、競争的な市場、生産手段の私的所有、および一夫一婦制の家族」が挙げられる(ロールズ 1971 (2010), pp.6-7: 10-11 頁)。これらの制度は、人びとが生まれた環境によって権利や義務の分配が異なり、将来にも影響を与えるため、不平等を分析する出発点となる。

この分析の視点は、子どもの貧困問題を考える上でも重要である。子どもは自らの意思で生活環境を選ぶことができず、家庭や地域社会といった社会の基礎構造に依存せざるを得ない。そのため、子どもの貧困は単なる個人や家庭の問題ではなく、社会の基礎構造が生み出す不平等の結果であると捉える必要がある。次に、子どもの貧困問題に最も関係の深い「家庭」が、『正義論』の中で

² ロールズの政治思想の一般的な解説書としては、川本隆史(1997)『ロールズ：正義の原理』講談社を参照のこと。

どのように位置づけられているかを確認する。

道徳的発達の学習場所としての家族

『正義論』において家族が登場する箇所は主に3つある、とオーキンは指摘する。1つ目は「正義に適った貯蓄原理のために必要な世代間のきずなどとしての文脈」、2つ目は「公正な機会の平等に対する、家族間の不平等に由来する障害の一つとしての文脈」、3つ目は「道徳的発達の最初の学習場所としての文脈」である（オーキン 1989 (2013), p.98:151-152 頁）。この中で家族を正義に適った制度として明確に位置づけたのは、3つ目の文脈である。この部分で、ロールズは幼少期の道徳的発達に焦点を当て、子どもが正義感覚を獲得する過程を3段階に分けて説明している。この説明を通して、彼は家族をすでに正義に適った制度とみなし、その家族の役割を子どもの道徳的発達の出発点として位置づけた。つまり、子どもは家族を通じて道徳感覚を身につけ、それが最終的に社会全体の正義感覚の形成につながると考えたのである。

しかし、このロールズの論には内在的な矛盾が潜んでいる。すなわち、社会の基礎構造は不平等を生み得るとし、社会の基礎構造のひとつとして家族を挙げている一方で、家族は公私二元論の枠組みの中で語られるため、家族内部のことについては公的領域の議論の俎上にあがらない。このロールズの家族観に関する矛盾について、フェミニズムの視点から批判を加えたオーキンの主張を見ていく³。

³ オーキンはロールズの正義論に対して、さまざまな批判を展開しているものの、ロールズの正義論は社会の基礎構造に家族を含め、公的領域の視点から家族を捉えている点は、「社会的正義の領域に関するロールズの当初の定義に家族が含まれ、公私の二分法に対して一時的にせよ疑問が投げかけられていることは間違いない」と評価している（前掲, p.93:150 頁）。

その一方で、正義論の中で使用されている指示語が男性形であることや、原初状態の当事者が家長であると仮定されていること、一夫一婦制家族が正義に適っているか議論されていないこと、さらには道徳的発達における家族の役割など、多岐にわたる問題点を指摘している（前掲, p.93-97:151-157 頁）。

見過ごされた家族内の性別役割分業

ロールズは、道徳的発達的基础となる最初の学習場所は家族であり、家族の諸制度が正義に適合していることを前提としている。この前提に対し、オーキンは家族の諸制度が正義に適合している根拠が十分に説明されていないと批判する。さらに、子どもの世話や家庭生活のような家族の中で道徳的発達を支える活動は歴史上つねに女性が担ってきた事実を見過していると言及する。つまり、ロールズの正義の原理では、家族を道徳的発達的基础としているが、家族内の不平等な性別役割分業に対して十分に目を向けておらず、その結果、偏った道徳感覚が形成される可能性があると言及する。

『政治的リベラリズム』における家族観

前述のようなオーキンの言及に対して、ロールズは『政治的リベラリズム』の「基礎構造の一部としての家族」という節で次のように回答した。ロールズは、「家族は基礎構造の一部」であるとした上で、正義の原理が社会の基礎構造に「直接的に適用されるべきであり、この構造内の（家族も含まれる）多くの連合体の内的世界には直接的には適用されるべきではない」と述べる。たとえば教会の例を挙げ、教会の聖職者を必ず選挙で選ぶ必要はないし、教会の利益の分配方法についても格差原理に従う必要はないとする。しかし一方で、正義の原理は「教会の統轄に関係するある本質的な制約」を課しており、たとえば、公法が異教や背教を罪とは認識しないことや、教会の成員はいつでも自由に信仰から離れることができることを保障しているため、「教会は実効的な不寛容を実施することはできない」。この考え方は家族についても同様に適用可能であるとする（ロールズ 1996（2022）, pp.468-469: 556-557 頁）。

また、家庭内の性別役割分業について、ロールズは「この分業が十全に自発的であり、不正義に由来したり不正義の起因となるものでなければ」、正義の原理は家庭内の性別役割分業を「許容しなければならないかもしれない」とする。一方で、女性の不平等の根本的な原因が家庭内の女性のケア労働に起因する場合、「彼女らの負担を平等にするための、あるいは彼女らにその負担の補償をす

るための措置をとる」必要性があるとする。具体的には、法が女性に対して、結婚期間中に夫が得た収入を平等に分ける権利を保障したり、離婚時にはその期間中に増えた家庭の資産の平等な分け前を保障するなどである。ロールズは、こうした措置を通じて「女性の平等な権利や未来の市民としての子どもの基本的権利」が守られると主張する（前掲, pp.470-472:559-562頁）。

3. 子どものケイパビリティを保障する視点

女性の権利をめぐるロールズの議論に対して、フェミニズムの視点から家族内資源の分配について分析し、家族の中に存在し得る不正義から女性を保護し支援しようとする理論枠組みを展開したのがヌスバウムである。彼女によると、ロールズの正義論の延長では、家族の生活領域にある不正義を十分に明確にできず、その結果、女性のケイパビリティが損なわれ得る。この問題は、家族内の不平等が子どもにも影響を与える点に着目することで、子どもの立場からも考察できる。本節では、ヌスバウムの議論を詳しく検討し、女性のケイパビリティの保障のために必要な公共政策の視点を明らかにしていく。

ヌスバウムの家族観と問題意識

ヌスバウムは、家族内で女性がケア労働を担う傾向にあることが、生物学的な女性の「本性」に基づいて正当化されることに異議を唱えている。そして、インドの2つの州を比較例示し、家族は「たった一つの形しかないという意味で自然発生的」ではなく、文化や慣習によって形成されると主張する（ヌスバウム 2000（2005）p.261:309頁）。

ヌスバウムは、この家族という領域が女性にとって「愛とケア」を与える場であると同時に、「女性を抑圧し続けてきた場所の一つ」でもあると論じる。そのため、家族内での女性の役割と、社会的正義の観点から保障されるべき女性のケイパビリティとの間には、しばしば緊張関係が生じる。この課題に対し、ヌスバウムは家族の価値を尊重しつつ、女性のケイパビリティを侵害しない公共政策を模索する必要があると主張する。

生活領域における不正義

ヌスバウムは、家族に対する正義の適用を巡るロールズの議論に曖昧さがあると批判する。ロールズは家族を正義の原理が適用されるべき社会の基礎構造の一部として位置づけていると同時に、家族を自発的の団体と同じであるとみなし、正義の原理が「家庭内の生活には直接当てはまらない」とする。この点に対して、ヌスバウムは、「自由に関して言えば、ロールズの注意深い定式化が許す制約とはどのようなものであるかを知るの難しい」とする（前掲, p.270: 321-322頁）。

ヌスバウムによると、たとえば、家長が特定の宗教的行為や政治活動を禁止する場合ならば、ロールズ正義の原理に照らしても女性の権利が侵害されているとみなされるだろう。しかし、家長が高圧的な態度で女性にケア労働を強いる場合、身体的脅威を伴わない限り、それは権利の侵害にはならないとロールズは考えるとする。ロールズの論では、「正義の原則を『基本構造の一部としての家族』に適用することは何を意味するのか」、そして、それが「正義の原則を『基本構造の一部である制度としての家族』に適用することと同じなのか」、すなわち、家族の内的世界である「生活領域」に適用することと同じなのか曖昧である（前掲, p.272: 322頁）。この曖昧さのため、女性のケア労働のように、家族の生活領域において女性のケイパビリティが損なわれる不正義が見逃される可能性がある、とヌスバウムは指摘する。

また、ヌスバウムはロールズの立場について、「国家が伝統的な家族の領域に介入しなければ不作為であるとみなし、家族の形を変えようとするならば作為である」とみなしていると説明する（前掲, p.276: 327頁）。しかし、国家が不作為を選択することは、現状のジェンダーシステムの維持と強化につながる。ヌスバウムは、このような不作為も一種の「作為」であるにもかかわらず、ロールズがその点を十分に認識していないと批判する。

このように、ロールズの論では家族の生活領域にある不正義を十分に明確にできず、その結果、女性のケイパビリティが損なわれたまま放置される可能性がある。これを踏まえて、ヌスバウムは、「国家はやむを得ない場合を除いて家

族構成員の行為に介入すべきではないが、そのようなやむを得ない場合とは、愛とケアの関係を選択するという個人のケイパビリティを含む中心的ケイパビリティを保護する場合」であると主張する（前掲, p.257:325頁）。そこで次に、「ケイパビリティ」概念について確認する。

ケイパビリティとは何か

ケイパビリティとは、経済学者のアマルティア・センによって提唱された概念であり、人が実際に行いうること（doing）や、なり得る状態（being）を意味する「機能（functionings）」の組み合わせを指す。センは、ロールズの正義論における基本財の分配に関して、財そのものの量だけではなく、実際に何を行うことができるのかという人びとのケイパビリティも考える必要があるとした。この概念は、「生活の質」を比較し、社会の公正さを評価する枠組みとして、国連開発計画（UNDP）や『人間開発報告』で広く影響を与えている。

ヌ斯巴ウムは、センとの共同研究を通じて、ケイパビリティの意義を政治哲学の観点から再評価した。彼女は、ケイパビリティを「憲法上の保障を裏づける基本的政治原理の基礎」として位置づけるべきだと主張している（前掲, pp.70-71:83頁）。さらに、「一人ひとりの人間を尊敬に値する者として扱い、一人ひとりの人間が本当に人間らしく生きられるようにする社会」に必要な基本的事柄を「中心的ケイパビリティ」として、具体的に10項目のリストを提示した（前掲, pp.78-80:92-94頁）。

(1) 生命：Life

正常な長さの人生を最後まで全うできること。

(2) 身体的健康：Bodily Health

健康であること（リプロダクティブ・ヘルスを含む）。適切な栄養を摂取でき、適切な住居に住めること。

(3) 身体的保全：Bodily Integrity

自由に移動できること。性的暴力、子どもに対する性的虐待、家庭内暴力

を含む暴力の恐れがないこと。性的満足のおよび生殖に関する事項の選択の機会をもつこと。

(4) 感覚・想像力・思考：Senses, Imagination, and Thought

読み書きや基礎的な数学的科学的訓練を含む適切な教育によって養われた「真に人間的な」方法でこれらができること。

(5) 感情：Emotions

自分自身の回りのものや人に対して愛情を持てること。

(6) 実践理性：Practical Reason

良き生活の構想を形作り、人生計画について批判的に熟考することができること。

(7) 連帯：Affiliation

A 他の人びとと一緒に、そしてそれらの人びとのために生きることができること。

B 自尊心を持ち屈辱を受けることのない社会的基盤をもつこと。

(8) 自然との共生：Other Species

動物、植物、自然界に関心を持ち、それらと関わって生きること。

(9) 遊び：Play

笑い、遊び、レクリエーション活動を楽しめること。

(10) 環境のコントロール：Control over One's Environment

A 政治的：Political 自分の生活を左右する政治的選択に効果的に参加できること。

B 物質的：Material 形式的のみならず真の機会という意味でも、(土地と動産の双方の) 資産をもつこと。

ヌスバウムによると、中心的ケイパビリティのリストに挙げられた各要素は、「ある一つの要素を多く達成することにより他の要素の必要を満たす」ことはできない。そして、これらの要素は「複雑な形で互いに関連」している（前掲、p.81：95頁）。また、社会的目標としてケイパビリティに焦点を合わせること

は「人間の平等に焦点を合わせる」と密接に関連している（前掲, p.86: 101頁）。つまり、ケイパビリティを向上させることを社会の目標とすることは、物的資源の平等以上に、より本質的な平等の実現をすべての人のために追求することを意味する。

中心的ケイパビリティを保障するための指針として、「ひとりひとりを目的とする原理（the principle of each person as end）」と、「道徳的制約の原理（the principle of moral constraint）」がある。ひとりひとりを目的とする原理とは、「人を他人の目的に使える従者とするのではなく、自分自身の目的を持つ主体としてひとりひとりに敬意を払い、ひとりひとりの自由や機会を護ること」を意味する。道徳的制約の原理とは、家族の中で中心的ケイパビリティが侵害されるような不公平なことはどんなものであれ、「家族を評価し保護するときに価値あるものと見なすことはできない」とすることである（前掲, p.55-56: 65-66頁）。

政策の是非：ロールズとヌスバウムの違い

ヌスバウムは、女性のケイパビリティを保障するためには、女性の身体的権利の保護や、教育、経済的支援などを法律として制度化することが必要だと主張する⁴。この考え方は、ロールズの理論枠組みからも導き出される可能性があり、ロールズ自身もこうした政策の必要性に一定の理解を示すかもしれない。このように、ヌスバウムとロールズは、女性の権利保障に向けた政策の必要性について一定の共通点を持つ。そして、両者とも国家の介入には限度があると考えており、国家が家族という私的領域に直接介入し、家庭内の役割分担や意思決定まで法的に規制するべきではないという点も一致している。

しかし、両者の政策提案に至る理論的背景には明確な違いが存在する。たと

⁴ ヌスバウムは、具体的には、夫婦間のレイプの禁止、結婚の同意の保護、義務教育の実施、児童結婚や児童労働の禁止、家族における妻の経済的貢献を適切に物的に評価すること、働く母親のための保育支援、そして女性の栄養と健康の増進などを挙げている。

えば、国家が女性のエンパワーメントを目的とした団体を支援する例を考えてみる。ロールズは、国家が特定の組織内部、すなわち宗教団体や家庭などの私的領域にまで介入することは誤りであるとする。特に、国家が特定の価値観や善の形を積極的に推進することは、これら私的領域に踏み込み自律性を侵害することになり、政治の中立性を損ねる可能性があるとする。そのため、ロールズの立場では、国家による女性のエンパワーメント団体への支援は特定の価値観を優先する行為として捉えかねないため、公共政策の議題として議論されることには消極的であると考えられる。一方、ヌスバウムは、どのような文脈においても「個人の連帯の自由や言論の自由」が保障されるべきだと強調している。そして、個人のケイパビリティの保障という観点からであれば、女性のエンパワーメント団体への支援を行う国家の役割を肯定している(前掲, p.280:331頁)。彼女は、女性が歴史的・構造的に不平等な扱いを受け、ケイパビリティが阻害されてきた現状を踏まえ、国家が女性のエンパワーメントを目的とする団体を支援することは、単に特定の価値観を推進するというよりも、女性が自らの政治的・経済的環境を自分たちでコントロールできる力を与えるという点において必要な施策であるとする。

この立場をとると、市民活動から法律や社会制度、教育といった広範な政策的アプローチ⁵を組み合わせ、ケイパビリティの保障を行なっていく必要があると言える。その際に、公共政策として扱うべき議題は、構造的な不平等を是正することを踏まえて、個人のケイパビリティを保障するという視点から考えることが重要である。

公共活動において導入すべき一般原則

ヌスバウムは、女性のケイパビリティを保障するためにはそれぞれの地域や

⁵ たとえば、ヌスバウムは次のような公共政策を考えている。それは、持参金の廃止、女性が土地や財産権の相続財産共有に関与できる仕組み、児童労働や児童結婚の廃止だけでなく初等および中等教育の義務化、公教育における女性の選択肢やジェンダー不平等への抵抗に関する情報提供、男性のケイパビリティの捉え直しなどである。

状況に合わせた取り組みが必要であるため具体的な提案は難しいとしつつも、女性のケイパビリティを保障するために公共活動において導入すべき一般原則を3つ示す（前掲, p.285-288:338-341頁）。

1つ目は「選択肢の重要性」で、たとえば雇用や融資の機会、土地の権利、読み書きの能力など経済的な選択肢を増やすことが重要であるとする。2つ目は「貢献を認められることの重要性」である。女性のケア労働に対する評価は、どれだけ実際に貢献しているかではなく、その貢献の認識に基づいて機会や資源が配分される傾向にある。この状況を打開するためには、金銭的価値を生まないものも貢献と認め、その貢献を金銭的価値に変換して評価することが求められる。3つ目は「自分自身の価値や自分の仕事の価値を女性自身が認識することの重要性」である。そのためには、教育や他の女性グループとの連帯が不可欠であり、こうした取り組みが女性の尊厳と自尊心を高める役割を果たすとされている。

ヌスバウムは、中心的ケイパビリティに基づいて個人のケイパビリティを保障するという公共政策の視点を提供した。このアプローチは、家族という生活領域内で生じ得る不正義に対して国家は介入できないという、従来の公私二元論の限界を克服する可能性を示している。次節では、この理論的枠組みをもとに、日本の子どもの貧困問題を検討し、家庭内の子どものケイパビリティを保障するための具体的な検討を行う。

4. ケイパビリティの視点からみる「子どもの貧困」

困窮家庭の子どもたちのいまと未来の選択肢を広げるための公共政策を考えるうえで、中心的ケイパビリティの観点から子どものケイパビリティを保障することが重要な視点となる。この検討に先立ち、子どもの貧困問題に関する先行文献を整理する。

「子どもの貧困」研究の始まり

日本における「子どもの貧困」に関する研究は、湯澤によると1950年代に

さかのぼる。この時期、笹山京による貧困児童研究や中鉢正美らの児童養護費に関する研究において「子ども期の特性に焦点を当てた知見が提起されてきたものの、子どもの貧困研究としての継承は不十分なまま」であった。また、児童福祉研究の分野では、「家族問題の中の子どもの福祉」を研究する必要性が提唱されていたものの、少子化や虐待といった他の問題に注目が集まる傾向にあった。さらに、生活保護や公的扶助に関する研究においても、被保護世帯の子どもがどのような困難を抱えているのかについての検討は十分だとは言えなかった。こうした背景から、子どもの貧困は長らく「家庭の問題」として捉えられ、子ども個人の視点からの分析は希薄であったと言える（湯澤 2015, 69 頁）。

しかし、1990年代に入ると、教育学や教育社会学の分野で、久富善之らによる大都市での生活困難層に関する調査が行われ、学校システムとの関連を通じて、「子ども」の貧困が問題として認識されるようになった。2000年代に入ると、家族単位で貧困を捉える従来のアプローチでは、子ども個人が経験する困難や影響を十分に捉えることができないという批判が高まった。これを受けて、家族ではなく、子ども自身を主体とする視点が重要視されるようになった。これにより、「子どもの貧困」は家庭の問題ではなく、子ども自身に関わる問題として認識されるようになり、独立した研究テーマとして発展する転機を迎えた。

なぜ「子ども」の貧困か？

「子ども」の貧困問題は、「大人」の貧困問題とは異なる側面を持ち、子ども特有の社会的性質を考慮する必要がある。松本の議論をまとめると、子どもには3つの特性がある（松本 2019, 41 頁）。1つ目は、子どもは他者への依存を余儀なくされている点である。2つ目は、子どもは「『遊び』を通して自己形成」をしていく点である。3つ目は、「子どもの生活の主な基盤が家庭と学校」である点である。大人と異なり、子どもは自らの生活環境の選択肢が少ない。特に1つ目と3つ目の特性からわかるように、子どもは自ら生活環境を選択することが難しく、家庭の資源の違いがそのまま子どもの生活の質に影響を及ぼす。

【表 1】 困窮状態にある子どもたちの生活困難と子どもの権利

困窮家庭の子どもたちの生活困難	侵害されている子どもの権利
子どもの生命、生存、発達の確保に対する脅威	第6条：生命への権利、生存・発達の確保
子どもの身体的、心理的、精神的、道徳的および社会的発達に十分な生活水準の欠如	第27条：生活水準への権利
遊びや余暇、休息、文化・芸術的活動等に参加する機会の剥奪	第31条：休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加
自分の気持ちや考えを他者に聴いてもらう機会、自由に表明・表現する機会の減少	第12条：意見表明権
保健医療サービスへのアクセスの制限、栄養や清潔の確保、事故の予防への配慮の減少	第24条：健康・医療への権利
学習資源の制限と学習意欲の低下、高等教育を受ける機会の縮小、重い奨学金返済	第28条：教育への権利
虐待やネグレクトの危険の増大	第19条：親による虐待、放任、搾取からの保護 第34条：性的搾取、虐待からの保護
子どもの発達や参加の前提となる適切な情報にアクセスする機会の制限	第17条：適切な情報へのアクセス
高等教育進学率の低さなど、社会的養護を利用する子どもの不利益	第20条：家庭環境を奪われた子どもの保護

出典：加藤 2019 を参考に筆者作成

困窮家庭の子どもたちの困難さ

前述した特性から、困窮家庭の子どもたちは生活のあらゆる面で困難を抱えやすく、その影響は経済的な側面だけでなく、生活習慣や心理面にも及ぶ。具体的には、教育や娯楽にお金をかけられない、医療を受けられないといった経済的な困窮だけでなく、生活習慣の乱れや自己肯定感の低下といった問題も生じる可能性がある（實成 2010, 66 頁、内閣府 2019, 25 頁）。

加藤によると、このような困窮家庭の子どもたちの困難さは、「子どもの複合的な生活困難・権利侵害」という二重の不正義を含んでいる（加藤 2019, 105 頁）。困窮家庭の子どもたちの困難さと、それに対応して侵害されている子どもの権利は次のようにまとめられる（表 1）。

表の右側に書かれている子どもの権利は、国連で定められている「子どもの権利条約」の一部である⁶。この条約では、子どもを「権利の保有者（rights

holders)」と位置づけ、4つの基本原則である「差別の禁止」「子どもの最善の利益 (best interests of the child)」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」を定めている。

そして、子どもの権利条約では子どもの権利を保障する義務の担い手 (duty bearers) は、国 (おとな) にあると定められており、政府は法律や政策を通じてすべての子どもの権利を保障する責務を負っている。

ロールズとヌスバウムの議論：子どもの権利と公共政策

国連の考え方は、子どもに対する権利侵害が家庭内で起こっている場合、国家が公共政策として家庭に介入し得るというものである。この考え方は、公的領域と私的領域を区別する公私二元論に基づいており、ロールズの正義の原理とも共通する。この論では、3節で示したように、明らかな権利侵害が起こっている場合に限り、正義の原理に基づいて外部からの規制が正当化される。その典型例は家庭内での身体的虐待である。たとえば、暴力によって子どもが怪我をしている場合、その被害は明確であるため、国家が介入する正当性は広く認められている。すなわち、子どもに対する権利侵害が明確であるならば公共的な議論の対象となる一方で、そうでない場合はその事柄は家庭の生活スタイルに関わる私的領域の問題とみなされ、ロールズの正義論の延長では公共的な議論の対象にはならない。

しかし、子どもの権利侵害のすべてが明確に認識されているわけではない。たとえば、朝食の欠食や孤食といった問題は、家庭の生活スタイルの一部とみなされることがあり、公共政策の議論の対象にはなりにくい。実際、現行の子どもの権利保障の制度では、このような問題は家庭内の選択の問題とされ、公共政策の議論にのぼることはほとんどない。しかしながら、朝食の欠食は、「肥満などの身体的な変化、好ましくない精神的諸症状、好ましくない体調や学力の低下などに強く関係している」と言われている (小林ら 2007, 3頁)。また、孤

⁶ 「子どもの権利条約の考え方」 <https://www.unicef.or.jp/crc/principles/> (2024年11月30日最終閲覧)

食も日常化すると「成長期の子どもにとって心の成長や精神面での安定の欠如につながる」ことが指摘されている（徳永ら 2016, 168 頁）。このように朝食の欠食や孤食といった問題は、子どもが「いま」実際にできることやなり得るものを狭めるだけでなく、将来の選択肢をも狭める可能性がある。すなわち、朝食の欠食や孤食は、単に食事の有無あるいは一人で食べるという問題にとどまらず、子どものいまと未来のケイパビリティの損失につながる。この点で、公私二元論に基づく権利保障の枠組みでは、子どものいまと未来のケイパビリティが脅かされる可能性を見逃すことになる。

一方で、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチは、この公私二元論に基づく権利保障とは異なる視点を提供する。このアプローチは、単に権利が制度上認められているだけでは不十分であることを指摘しており、子どもが実質的にその権利を行使できる環境が整っているかを重視する。たとえば朝食の欠食や孤食の問題では、それらが子どものいまと未来のケイパビリティの損失につながるのであれば、単なる家庭内の問題として放置するのではなく、予防的に公共的な議論として扱うべき問題と考えることができる。

このように、子どもの権利保障において、公共政策の議論対象になり得るかを定める基準は、採用する理論枠組みによって異なる。ロールズの正義の枠組みでは、公私二元論に基づき、子どもの権利が明らかに侵害されているかが基準となる。それに対し、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチでは、子どものケイパビリティが保障されるかが基準となる。この基準の違いは、政策の目指す方向や支援のあり方を大きく左右する。すなわち、どちらの理論枠組みを採用するかによって、政策の範囲や重点が異なり、その選択は子どものいまと未来の選択可能性に影響を与える。そのため、子どもの貧困問題に対する政策決定において、どちらの理論枠組みを選ぶかは重要な意味を持つ。

では、ヌスバウムのアプローチを採用した場合、どのような議論展開が可能なのだろうか。3節で示したヌスバウムの女性のエンパワーメントに関する議論を参考にすれば、子どものケイパビリティを保障するためには、家庭や学校の枠を超え、市民活動や企業といった地域社会全体で子どもを支える仕組みを

整えることが、ひとつの有力な方向性として考えられるだろう。

公共的取り組みの例：子ども食堂

地域社会全体で子どもをエンパワーメントする公共的取り組みの具体例として「子ども食堂」を挙げる。子ども食堂とは、「すべての人が交流し、かつ、誰一人取り残さない地域」づくりを目指して、低額あるいは無料でご飯が食べられる食堂のことを指す（湯浅 2023, 38 頁）。この活動は、2010 年代に子どもの貧困対策の一環としてメディアに取り上げられ、市民による草の根的な活動として全国に広がった。現在では、主に任意団体や NPO が運営を担い、多くの団体が社会福祉協議会や自治体などと連携している。すなわち、子ども食堂は、地域社会を基盤に子どものケイパビリティを保障し拡大する取り組みであり、ヌスバウムのエンパワーメントの議論を子どもに適用した具体的な実践例のひとつと言える。

子ども食堂の活動形態は多様であり、大きく分けて次の2つのタイプがある。ひとつは誰でも参加できる「共生食堂」で、地域交流拠点としての役割を果たし、多くの子ども食堂がこのタイプである。もうひとつは、困窮家庭の子どもたちを対象とし個別対応を行う「ケア付き食堂」で、福祉制度の狭間を埋める役割を担っている（湯浅 2021, 170 頁）。

吉田によると、子ども食堂には3つの主要な機能がある。それは、「子どもに対する食事の提供」、「参加する子ども一人ひとりが思い思いにありのままの姿で過ごすことで自らの居場所を感じられること」、「子ども食堂に参加する一人ひとりの子どもが参加の機会を通して、食事や他者との交流を図ること」である（吉田 2016, 365 頁）。これらの機能は、特に「身体的健康」や「連帯」、「遊び」などの中心的なケイパビリティに照らし、子どものケイパビリティを保障に寄与する。

また、子ども食堂の機能は、ヌスバウムが示した「公共活動において導入すべき一般原則」とも深く関わっている。たとえば、十分に栄養ある食事の提供や異なる世代や立場の人のびととの交流の機会は、子どものいまと未来の選択肢

を広げる点で「選択肢の重要性」に通ずる。また、安心できる居場所があることや他者とのつながりは、子どもひとりひとりの身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上に寄与し、それが自分の価値を認識することの重要性につながる。

特に、子ども食堂の「居場所」としての機能については、これまでの研究でも注目されてきた。従来の研究では、大人を対象としたアンケート調査を通じて、子ども食堂が子どもや保護者、地域住民にポジティブな影響を与え、食を通じた居場所の機能を果たしていることが明らかにされてきた（町田ら 2018, 藤枝 2021）。しかし、子ども自身の視点からの調査は十分に行われてこなかった。この課題に対する新たな取り組みとして、2024年に認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえが、子ども食堂の参加者に焦点を当てた定量調査を実施した。その結果、子ども食堂の参加回数や参加期間が長いほど、子ども自身が感じる安心感や社会性の高さと統計的に有意な相関があることが明らかになった。こうした研究の進展により、子ども食堂が子どもたちに与える影響について、子どもたちの視点からより具体的に理解されつつある。このように、子ども食堂は子ども自身の視点を重視しており、理論と実践の両面から子どものケイパビリティを保障しエンパワーメントを促す場となっていると言えるだろう。

5. おわりに

本稿では、ヌスバウムの中心的ケイパビリティという概念を手がかりに、困窮家庭の子どもたちのケイパビリティを保障するための公共政策の視点を検討してきた。また、ケイパビリティという視点に基づくと、より多元的な子どもに対する公共政策を展開可能であることも明らかになった。

今後の課題としては、ケイパビリティ・アプローチと権利の関係性の明確化が挙げられる。本稿では、子ども食堂のような中間集団を、従来の権利アプローチの枠組みではなくケイパビリティ・アプローチの視点から捉えることを提示した。中間集団に対するケイパビリティ・アプローチの有効性をさらに具体的

に示すためには、権利理論との比較検討を深め、ケイパビリティ・アプローチがどのような点でより適切なのかを理論的・実証的に裏付ける必要がある。

また、ケイパビリティと中間集団の関係性についても、さらなる検討が求められる。本稿では、子ども食堂が子どもをエンパワーメントする公共的取り組みであり、その活動が子どものケイパビリティの保障と拡大に貢献し得ることを主張した。しかし、具体的にどのような要因が子どものケイパビリティの保障と拡大につながるのかについては、理論的整理が十分ではない。今後は、子ども食堂といった子どもをエンパワーメントする地域コミュニティが、食事や居場所の提供、他者との交流の促進などの要素を通じて、子どもたちのケイパビリティの保障と拡大にどのように関わっているのかを明確にし、その意義を理論的・実証的に検討していく必要がある。

(参考文献)

- Nussbaum, Martha C (2000) *Women and human development: The capabilities approach*, Cambridge University Press (ヌสบアウム, マーサ, 池本幸生, 田口さつき訳 (2005) 『女性と人間開発』岩波書店)
- Okin, Susan Moller (1989) *Justice, Gender, and the family*, Basic Books (オーキン, スーザン, 山根純佳, 内藤準, 久保田裕之訳 (2013) 『正義・ジェンダー・家族』岩波書店)
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Harvard University Press (ロールズ, ジョン, 川本隆史, 福間聡, 神島裕子訳 (2010) 『正義論 改訂版』紀伊國屋書店)
- Rawls, John (1996) *Political Liberalism*, Columbia University Press (ロールズ, ジョン, 福間聡, 神島裕子訳 (2022) 『政治的リベラリズム』筑摩書房)
- 加藤悦雄 (2019) 「子ども食堂が拓く新たな生活支援の形」『日本家政学会誌』70 (2) : 102-109
- 川本隆史 (1997) 『ロールズ: 正義の原理』講談社
- 小林奈穂, 篠田邦彦 (2007) 「幼児, 児童, 生徒の朝食欠食を促す要因に関する系統的レビュー」『新潟医療福祉学会誌』7 (1) : 2-9
- 實成文彦 (2010) 「社会格差の広がり子どもの健康をめぐって」『学術の動向』15 (4) : 66-74

- 徳永弘子, 武川直樹, 木村敦 (2016) 「孤食と共食における食事動作のメカニズム—食事の形態がもたらす心理的影響との関連に照らして—」『日本食生活学会誌』 27 (3) : 167-174
- 藤枝静暁 (2021) 「子ども食堂の運営スタッフと利用者を対象とした利用理由に関する調査」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』 21 : 329-342
- 町田大輔, 長井祐子, 吉田亨 (2018) 「実施者が評価する子ども食堂の効果: 自由記述を用いた質的研究」『日本健康教育学会誌』 26 (3) : 231-237
- 松本伊智朗 (2019) 「なぜ, どのように, 子どもの貧困を問題にするのか」 19-62, 松本伊智郎・湯澤直美編『シリーズ子どもの貧困① 生まれ, 育つ基盤—子どもの貧困と家族・社会』明石書店
- 湯浅誠 (2021) 『つながり続けるこども食堂』中央公論新社
- 湯浅誠 (2023) 「居場所の政策論 (試論): こども食堂を切り口に考える」『地域福祉研究』 (51) : 32-44
- 湯澤直美 (2015) 「子どもの貧困をめぐる政策動向」『家族社会学研究』 27 (1) : 69-77
- 吉田祐一郎 (2016) 「子ども食堂活動の意味と構成要素の検討に向けた一考察—地域における子どもを主体とした居場所づくりに向けて」『四天王寺大学紀要』 62 : 355-368
- 内閣府 (2019) 「令和元年度 子供の貧困実態調査に関する研究報告書」(<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r01/pdf/cover.pdf>, 2025年2月10日最終閲覧)
- 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ (2024) 「こども食堂への参加者の変化に関する調査事業 定量調査分析結果」(<https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2024/05/d4a39e1a1a39680f752341af6d878d6d.pdf>, 2025年2月10日最終閲覧)
- 日本ユニセフ「子どもの権利条約の考え方」(<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>, 2024年11月30日最終閲覧)

(すずき はな)

(2025年2月20日受理)